

お知らせ

記者発表資料 | 平成30年 3月13日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させた下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

ショーボンド建設株式会社 東京都中央区日本橋箱崎町7-8

2. 指名停止措置期間

平成30年3月13日 ～ 平成30年4月23日 (6週間)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者が元請施工した岡山国道事務所発注「国道53号菅野高架橋耐震補強工事」において、平成29年11月11日、一次下請の作業員が足場の開口部から15メートル下に転落し死亡するという工事関係者事故が発生した。当該事故における同社の責任について、元請として危険を防止する為の指導や措置が不十分だったと認められたことによる。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第7号>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上4ヵ月以内</u>

